

寄付金の使途（使いみち）

寄付金については、ご厚意にお応えするため厚真町のまちづくりに有効に活用させていただきます。町では、次の5つの取り組みを設定しています。希望する取り組みをお選びいただき、ご意向に沿った事業に活用させていただきます。

①	次世代を担う子育て支援に対する取り組み
事業例：乳幼児等医療費拡大助成、保育時間延長、エンゼル基金への積み立てなど	
②	豊かな自然を守る取り組み
事業例：未来へつなぐ美しいミズナラの森づくり、植樹活動の支援など	
③	美しい農村景観づくりと環境保全に対する取り組み
事業例：美しい景観づくり、花いっぱい運動など	
④	人材を育む教育環境づくりに対する取り組み
事業例：読書活動を推進する「ふるさと文庫」の創設など	
⑤	ふるさとの発展を願う各種の地域振興に対する取り組み
事業例：産業振興と地域福祉を充実する地域振興基金の積み立てなど	
⑥	その他の特定目的に活用
寄附される方の希望による事業	



強要や詐欺などにご注意ください

ふるさと応援寄付金をかたった不当な請求が予想されます。厚真町のふるさと納税の取り組みは、ふるさとを応援したいという善意を、寄付という形でしていただくための制度であり、決して寄付を強要することはありません。同寄付金を装った強要や詐欺などの行為には、十分ご注意ください。

役場総務課財政行政革グループ ☎27-2321 内線216
 問い合わせ先 頑張る「ふるさと厚真」応援寄付金の詳細については、町ホームページ<http://www.town.atsuma.hokkaido.jp/>のトップページ「お知らせ」からご覧いただけます。

ふるさと納税（寄付金）の流れ

- ① 寄付のお申し出を電話などでご連絡ください。役場から「寄付申込書」をお送りします（寄付申込書）は町ホームページからもダウンロードできます。
- ② 「寄付申込書」を厚真町に提出していただきます。その後、厚真町から納付（入金）方法についてお知らせします。
- ③ 寄付をされる方は、郵便局などで納付（入金）をしていただきます。
- ④ 厚真町は、寄付金の入金を確認した後、「寄付金受領証明書（領収書）」を発送します。寄付をされた方は、確定申告の時に「寄付金受領証明書」が必要ですので、大切に保管してください。
- ⑤ 寄付金控除を受けるためには、最寄りの税務署に確定申告が必要になります。ただし、所得税が非課税で、住民税の所得割額が課税されている方は、市区町村の窓口へ住民税申告だけで結構です。
- ⑥ 所得税は、寄付した年に納めた所得税から控除または還付されます。
- ⑦ 住民税は、寄付した年の翌年の住民税から控除されます。

税額の軽減と計算例

市区町村などへの寄付金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限に、所得税とあわせて全額が控除されることになりました。

例えば、給与収入700万円で夫婦+子ども2人の方が、4万円を寄付した場合には？
 【住民税所得割額293,500円】



- ① 寄付金4万円のうち、5,000円を引いた残り3万5,000円が控除対象になります。
- ② 所得税の寄付金控除（所得控除）で、3万5,000円×10%（この方に適用される所得税の最高税率）=3,500円の税額が軽減されます。
- ③ 住民税の寄付金控除（税額控除）で、残りの3万1,500円の税額が軽減されます。
- ④ ②と③合わせて、3万5,000円の税額が軽減されることとなります。



ふるさと納税

頑張る「ふるさと厚真」応援寄付金

厚真町応援団を募集中

今年度から「ふるさと納税制度」が始まっています。この制度は、「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」のために何かしたいという思いを、寄付金という形で実現できる制度です。寄付をしていただいた金額のうち、5,000円を超える額について、現在お住まいの市区町村の住民税などから一定の限度額まで控除を受けることができます。厚真出身の方、親族など大切な方が厚真に住んでいる方、厚真を訪れ厚真を応援したくなった方など、厚真に縁のある皆さんに、大いなる田園の町「厚真」のまちづくりに対してご支援をお寄せください。

今年4月30日から始まった「ふるさと納税制度」の厚真町での実績は、1件です（12月5日現在）。身内の方が帰省されてくるお正月や、席を並べて思い出をはぐくんできた旧友が集うクラス会などで「ふるさと納税制度」の話題をちよつとでも触れていた方が多いと思います。

